令和３年度 支援金・補助金 一覧

R3／6／8 時点

No.	名称	対象事業者	要件・条件	補助対象経費	給付額・補助額	期間	リンク
①	**【経済産業省】 月次支援金**	中小企業、個人事業主	(1)緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けている。 (2)緊急事態宣言措置又はまん延防止等重点措置が実施された月の内、措置の影響を受けて月間売上高が2019年又は2020年の同月に比べて、50%以上減少している。 ※申請には登録確認機関での事前確認が必要です。 伊勢商工会議所では、**≪会員事業所≫**に限り、事前確認を行っております。予めご了承ください。	―	【中小法人】上限20万円 【個人事業主】上限10万円	【申請期間】 <4月分/5月分> 令和3年6月16日(水)～ 令和3年8月15日(水) <6月分> 令和3年7月1日(木)～ 令和3年8月31日(火) ※原則、対象月の翌月から2ヵ月間が申請期間となる。	特設ホームページ(暫定)
②	**【三重県】 時短要請協力金(R3.4/26～5/11) <第1期>**	中小企業 (個人事業主を含む)、 大企業	(1)令和3年4月26日～5月11日の期間、営業終了時刻を20時までに短縮、または、休業している。 (2)県内の飲食店であり、令和3年4月25日以前から通常営業終了時刻が20時を超えている。加えて、食品衛生法上の有効な許可を取得しており、かつ、時短要請期間の全てを通して有効である。 【対象外店舗の具体例】 ・宅配専門店、テイクアウト専門店、イートインスペースのあるスーパーやコンビニ、キッチンカー ・旅館やホテルの宴会場等において、宿泊客のみに飲食を提供している場合。	―	【中小企業】 1日あたり売上高に応じて、25,000円～75,000円 【大企業】 1日あたり売上高減少額の40%(※上限20万円) ※詳細な支給金額の算定は、県HPをご確認ください。	(郵送:当日消印有効) 【申請受付期間】 令和3年5月12日(水)～ 令和3年6月18日(金)	特設ホームページ
③	**【三重県】 時短要請協力金(R3.5/12～5/31) <第2期>**	中小企業 (個人事業主を含む)、 大企業	(1)令和3年4月26日～5月11日の期間、営業終了時刻を20時までに短縮、または、休業している。 (2)県内の飲食店であり、令和3年4月25日以前から通常営業終了時刻が20時を超えている。加えて、食品衛生法上の有効な許可を取得しており、かつ、時短要請期間の全てを通して有効である。 【対象外店舗の具体例】 ・宅配専門店、テイクアウト専門店、イートインスペースのあるスーパーやコンビニ、キッチンカー ・旅館やホテルの宴会場等において、宿泊客のみに飲食を提供している場合。	―	【中小企業】 1日あたり売上高に応じて、25,000円～75,000円 【大企業】 1日あたり売上高減少額の40%(※上限20万円) ※詳細な支給金額の算定は、県HPをご確認ください。	(郵送:当日消印有効) 【申請受付期間】 令和3年6月1日(火)～ 令和3年7月2日(金)	特設ホームページ **6月1日～6月20日の貼り紙のフォーマットは、こちらよりダウンロードできます。**
④	**【伊勢市】 伊勢市版事業継続支援金**	中小企業、個人事業主	(1)伊勢市内に本店(個人事業主の場合は住所)を有している。 (2)令和2年11月30日までに事業を開始しており、支援金の受給後も事業を継続する意思がある。 (3)令和2年12月～令和3年3月の内、任意の1ヵ月の売上が前年同月比、30%以上減少しており、対象期間の減収額が5万円以上である。 (4)**「一時支援金」または「三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金」を受給していない。**	―	【減収額10万円以上の場合】 一律10万円 【減収額5万円以上10万円未満の場合】 一律5万円	【申請受付期間】 令和3年4月27日(火)～ 令和3年6月30日(水)	特設ホームページ
⑤	**【三重県】 飲食店取引事業者等支援金 <飲食店取引事業者>**	中小企業、個人事業主	(1)三重県内に事業所を有している。 (2)緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、三重県緊急警戒宣言の適用区域内において、都道府県による休業、時短営業、酒類提供自粛、カラオケ利用停止の要請を受けた飲食店と直接かつ継続的な取引がある。 (3)事業を営むにあたり、必要な許可等を全て取得した上で、令和3年3月31日以前から開業している。 (4)令和3年4月と5月、それぞれの月の事業者全体の事業収入(売上高)が、前年又は前前年の同月と比べて、30%以上減少している。 (5)「三重県時短要請協力金」、「集客施設時短要請協力金」、「月次支援金」、「三重県酒類販売事業者等支援金」、「三重県観光事業者支援金」のいずれの協力金・支援金の対象事業者でない。	―	【中小企業】 上限10万円／月 【個人事業主】 上限5万円／月 ※支給要件によっては、「月次支援金」や「酒類販売事業者等支援金」の支給額が上回る場合があります。申請の際は、ご留意ください。	(郵送:当日消印有効) 【申請受付期間】 令和3年6月8日(火)～ 令和3年7月30日(金)	特設ホームページ

⑥	【三重県】 飲食店取引事業者等支援金 ＜タクシー事業者・自動車運転代行事業者＞	中小企業、個人事業主	(1)三重県内に事業所を有している。 (2)事業を営むにあたり、必要な許可等を全て取得した上で、令和3年3月31日以前から開業している。 (3)令和3年4月と5月、それぞれの月の事業者全体の事業収入(売上高)が、前年又は前前年の同月と比べて、30%以上減少している。 (4)「三重県時短要請協力金」、「集客施設時短要請協力金」、「月次支援金」、「三重県酒類販売事業者等支援金」、「三重県観光事業者支援金」のいずれの協力金・支援金の対象事業者でない。	—	【中小企業】 上限10万円／月 【個人事業主】 上限5万円／月 ※支給要件によっては、「月次支援金」の支給額が上回る場合があります。申請の際は、ご留意ください。	(郵送：当日消印有効) 【申請受付期間】 令和3年6月8日(火)～ 令和3年7月30日(金)	特設ホームページ
⑦	【三重県】 飲食店取引事業者等支援金 ＜カラオケ設置事業者・酒類の提供を取りやめた飲食店事業者＞	中小企業、個人事業主	(1)三重県内に事業所を有している。 (2)三重県の実施する時短要請の対象ではないが、県によるカラオケ設備の利用停止に応じ、終日、カラオケ設備の利用を取りやめたカラオケ設置事業者。 (3)事業を営むにあたり、必要な許可等を全て取得した上で、令和3年3月31日以前から開業している。 (4)令和3年5月の事業者全体の事業収入(売上高)が、前年又は前前年の同月と比べて、30%以上減少している。 (5)「三重県時短要請協力金」、「集客施設時短要請協力金」、「月次支援金」、「三重県酒類販売事業者等支援金」、「三重県観光事業者支援金」のいずれの協力金・支援金の対象事業者でない。	—	【中小企業】 上限10万円／月 【個人事業主】 上限5万円／月 ※支給要件によっては、「月次支援金」の支給額が上回る場合があります。申請の際は、ご留意ください。	(郵送：当日消印有効) 【申請受付期間】 令和3年6月8日(火)～ 令和3年7月30日(金)	特設ホームページ
⑧	【三重県】 酒類販売事業者等支援金	酒類製造業者 酒類卸売業者 酒類小売業者	(1)三重県内に事業所を有している。 (2)酒類製造免許、酒類小売業免許、酒類卸売業免許)のいずれかを取得した上で、令和3年3月31日以前から開業している。 (3)令和3年4月と5月、それぞれの月の事業者全体の事業収入(売上高)が、前年又は前前年の同月と比べて、30%以上50%未満減少している。 (4)緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置を実施する都道府県による休業、時短営業、酒類提供自粛の要請を受けた飲食店又はその間接取引先(卸売業者、小売業者等)と、継続的な取引を行っている。 (5)「三重県時短要請協力金」、「集客施設時短要請協力金」、「月次支援金」、「三重県飲食店取引事業者等支援金」、「三重県観光事業者支援金」のいずれの協力金・支援金の対象事業者でない。	—	【中小企業】 上限10万円／月 【個人事業主】 上限5万円／月 ※支給要件によっては、「月次支援金」の支給額が上回る場合があります。申請の際は、ご留意ください。	(郵送：当日消印有効) 【申請受付期間】 令和3年6月8日(火)～ 令和3年7月30日(金)	特設ホームページ
⑨	【経済産業省】 事業再構築補助金	中堅企業、中小法人、 個人事業主	(1)申請前の直近6ヵ月間の内、任意の3ヵ月の合計売上高が、令和元年又は令和2年1～3月の同3ヵ月の合計売上高と比較して10%以上減少している。 (2)事業再構築指針に沿った事業計画書を策定する。 (3)補助事業終了後3～5年でⅰ又はⅱのいずれかの達成を見込んでいる。 ⅰ付加価値額の年率平均3%以上増加 ⅱ従業員1人あたり付加価値額の年率平均3%以上増加	【主要経費】 ①建物費(建物の新築・改修に要する経費) ②建物撤去費 ③設備費 ④システム購入費 【関連経費】 ⑤外注費 ⑥技術導入費 ⑦研修費 ⑧広告宣伝費 ⑨販売促進費 ⑩リース費　etc…	【中堅企業】(通常枠) 100万円～8,000万円 (補助率1/2) ※4,000万円超は補助率1/3 【中堅企業】(グローバルV字回復枠) 8,000万円超～1億円 (補助率1/2) 【中小企業・個人事業主】(通常枠) 100万円～6,000万円 (補助率2/3) 【中小法人・個人事業主】(卒業枠) 6,000万円超～1億円 (補助率2/3) ※400社限定。	第2回 【申請受付期間】(予定) 令和3年5月26日(水)～ 令和3年7月2日 18時 【事業実施期間】 交付決定日～14ヵ月以内 ※以降、複数回公募あり。 ※『GビズID プライムアカウント』が申請時に必要となります。発行には2～3週間程度要する場合がありますので、申請をお考えの方は、事前の取得をお願いいたします。 ※第1回の採択結果の公表は、6月中旬頃を予定。	特設ホームページ

⑩	**【三重県】 第2回 新型コロナ克服 生産性向上・業態転換支援補助金**	中小企業、個人事業主	(1)三重県内に主たる事務所又は事業所を有している。 (2)第1回(令和3年4月8日〆)の採択を受けていない。 　但し、不採択を受けた事業者は、申請可能。 (3)生産性向上や業態転換に向けた事業計画を策定する。 ＜特別枠について＞ (1)～(3)に加えて、令和3年3月～5月の売上高の合計が前年又は前々年の3月から5月の合計売上高と比べて、30%以上減少している。	①広報費 ②展示会等出展費 ③開発費 ④借料 ⑤機械装置等費(一式10万円(税抜)以上) ⑥外注費 ※人件費、旅費、消耗品費は対象外	【通常枠】 下限50万円～上限200万円 (補助率1/2) 【特別枠】 下限50万円～上限200万円 (補助率4/5)	【締切日】(郵送:当日消印有効) 令和3年7月7日(水) 【事業実施期間】 交付決定日～ 令和3年12月28日(火)	特設ホームページ
⑪	**【三重県】 新型コロナウイルス感染症 感染防止対策強化推進補助金 ※先着順**	中小企業、個人事業主	(1)三重県内に主たる事務所又は事業所を有している。 (2)令和3年4月20日以降に支出した経費。 (3)新型コロナ感染防止対策として、業種別ガイドライン等を踏まえた上で実施する、感染防止対策に資する物品等や非接触に資するデジタル化に係る物品等の購入。	【感染防止対策関連】 ①来客用検温システム ②CO2センサー ③ウイルス除去機能付空気清浄機 ④アクリル板　etc… 【非接触デジタル関連】 ⑤キャッシュレス化読取機 ⑥セルフレジスター ⑦モバイルオーダーシステム　etc…	上限10万円(補助率2/3)	【締切日】(郵送:当日消印有効) 令和3年7月30日(金) ※先着順です。申請総額が予算額に達した時点で、募集を終了します。	特設ホームページ
⑫	**【日本商工会議所】 小規模事業者持続化補助金＜一般型＞**	小規模事業者 (個人事業主を含む)	(1)販路開拓・新規顧客獲得に取り組む事業計画を策定する。 (2)申請を希望する回の受付締切日の前10ヵ月以内に『令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金＜一般型＞』の採択・交付決定を受けていない。 (3)申請を希望する回の受付締切日の前10ヵ月以内に『令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞』の採択・交付決定を受けていない。 (4)医師・歯科医師・助産師、系統出荷による収入のみである個人農業者ではない。 ※現在、公募中の『令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞』との同時申請は可能ですが、双方の採択を受けた場合は、いずれかの補助事業を取上げまたは廃止を行う必要があります。	①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費 ④旅費 ⑤開発費 ⑥資料購入費 ⑦雑役務費 ⑧借料 ⑨専門家謝金 ⑩専門家旅費 ⑪設備処分費 ⑫委託費 ⑬外注費 ※新型コロナウイルス感染症に係る感染防止に資する経費に該当する補助対象経費はありません。	上限50万円(補助率2/3) ※令和2年1月1日以降、設立の法人又は税務署に開業届を提出した個人事業主は、上限が100万円に引き上がります。	(郵送:当日消印有効) 第6回 【締切日】 令和3年10月1日(金) 【事業実施期間】 交付決定日～ 令和4年7月31日(日) 第7回 【締切日】 令和4年2月4日(金) 【事業実施期間】 交付決定日～ 令和4年11月30日(水) ※『GビズID プライムアカウント』でも申請が可能です。	特設ホームページ
⑬	**【全国商工会連合会】 小規模事業者持続化補助金 ＜低感染リスク型ビジネス枠＞**	小規模事業者 (個人事業主を含む)	(1)ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産性プロセスの導入等に取組み、感染拡大防止と事業継続を両立される為の対人接触機会の減少に資する前向きな投資を行う事業である。 (2)申請を希望する回の受付締切日の前10ヵ月以内に『令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金＜一般型＞』の採択・交付決定を受けていない。 (3)『令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞』の採択・交付決定を受けていない。 (4)医師・歯科医師・助産師、系統出荷による収入のみである個人農業者ではない。 ※現在、公募中の『令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金＜一般型＞』との同時申請は可能ですが、双方の採択を受けた場合は、いずれかの補助事業を取上げまたは廃止を行う必要があります。	①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費(オンラインに限る) ④開発費 ⑤資料購入費 ⑥雑役務費 ⑦借料 ⑧専門家謝金 ⑨設備処分費 ⑩委託費 ⑪外注費 ⑫感染防止対策費(※1) ※1:補助金総額の1/4(25万円)が上限。補助上限額に上乗せされるものではありません。また、⑫感染防止対策費のみでの申請は不可。	上限100万円(補助率3/4) ※令和3年1月8日以降に発生し、発注・契約・納品・支払・使用が行われた経費についても、遡及適用が可能。	第2回 【締切日】 令和3年7月7日(水) 17時 【事業実施期間】 交付決定日～ 令和4年4月30日(土) 第3回 【締切日】 令和3年9月8日(水) 17時 【事業実施期間】 交付決定日～ 令和4年6月30日(木) ※以降、複数回公募あり。 ※『GビズID プライムアカウント』が申請時に必要となります。発行には2～3週間程度要する場合がありますので、申請をお考えの方は、事前の取得をお願いいたします。	特設ホームページ

⑭	**【全国中小企業団体中央会】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 ＜一般型（新特別枠含む）＞**	中小法人、個人事業主	【通常枠】 （1）「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に向けた設備・システムの導入。 （2）ⅰ～ⅲを全て満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明する。 ⅰ.給与支給総額を年率平均1.5%以上増加させる。 ⅱ.最低賃金を地域別最低賃金＋30円以上にする。 ⅲ.付加価値額を年率平均3%以上増加させる。 【新特別枠（低感染リスク型ビジネス枠）】 （1）物理的な対人接触を減じることに資する革新的な製品・サービスの開発 （2）物理的な対人接触を減じる製品・システムを導入した生産プロセス・サービス提供方法の改善 （3）ウィズコロナ、ポストコロナに対応したビジネスモデルへの抜本的な転換に係る設備・システム投資	【通常枠】 ①機械装置・システム構築費 ②技術導入費、知的財産権等関連経費 ※補助対象経費総額の1/3が上限 ③専門家経費、外注費 ※補助対象経費総額の1/2が上限 ④運搬費、原材料費 ⑤クラウドサービス利用費 【新特別枠】 ⑥広告宣伝・販売促進費 ※補助対象経費総額の1/3が上限	【通常枠】 100万円～1,000万円 （中小企業者：補助率1/2） （小規模事業者：補助率2/3） 【新特別枠】 100万円～1,000万円 （補助率2/3） ※単価50万円（税抜）以上の設備投資を必ず盛り込む。	第7回 【申請受付期間】 令和3年6月3日（木）～ 令和3年8月17日（木） 17時 【事業実施期間】 交付決定日～10ヵ月以内 ※以降、複数回公募あり。 ※『GビズID プライムアカウント』が申請時に必要となります。 発行には2～3週間程度要する場合がありますので、申請をお考えの方は、事前の取得をお願いいたします。	特設ホームページ
⑮	**【全国中小企業団体中央会】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 ＜グローバル展開型＞**	中小法人、個人事業主	（1）「海外事業の拡大・強化等を目的とした「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法改善」に向けた設備・システム導入の内、①海外直接投資、②海外市場開拓、③インバウンド市場開拓、④海外事業者との共同事業、のいずれかに合致する。 （2）ⅰ～ⅲを全て満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明する。 ⅰ.給与支給総額を年率平均1.5%以上増加させる。 ⅱ.最低賃金を地域別最低賃金＋30円以上にする。 ⅲ.付加価値額を年率平均3%以上増加させる。	【通常枠】 ①機械装置・システム構築費 ②技術導入費、知的財産権等関連経費 ※補助対象経費総額の1/3が上限 ③専門家経費、外注費 ※補助対象経費総額の1/2が上限 ④運搬費、原材料費 ⑤クラウドサービス利用費 ⑥海外旅費 ※補助対象経費総額の1/5が上限	1,000万円～3,000万円 （中小企業者：補助金1/2） （小規模事業者：補助率2/3） ※単価50万円（税抜）以上の設備投資を必ず盛り込む。	第7回 【申請受付期間】 令和3年6月3日（木）～ 令和3年8月17日（木） 17時 【事業実施期間】 交付決定日～10ヵ月以内 ※以降、複数回公募あり。 ※『GビズID プライムアカウント』が申請時に必要となります。 発行には2～3週間程度要する場合がありますので、申請をお考えの方は、事前の取得をお願いいたします。	特設ホームページ
⑯	**【（一社）サービスデザイン推進協議会】 IT導入補助金（A・B類型） ＜通常枠＞**	中小法人、個人事業主	【類型共通】 （1）日本国内で事業を営む法人又は個人事業主である。 （2）交付申請の直近月において、申請者が営む事業場内の最低賃金が法令上の地域別最低賃金以上である。 （3）独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が実施している「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」いずれかの宣言を行っている。 （4）補助事業を実施することによる労働生産性の伸び率の向上について、1年後3%以上、3年後9%以上の数値計画を作成する。 【B類型のみ】 （5）ⅰ～ⅱを全て満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明する。 ⅰ.給与支給総額を年率平均1.5%以上増加させる。 ⅱ.最低賃金を地域別最低賃金＋30円以上にする。 ≪要件≫ 【A類型】 ①P-01～P-06の内、1種類以上の業務プロセスを保有するソフトウェアを申請する。 ②①を満たすことで、大分類Ⅱかつ大分類Ⅲに係る各経費も補助対象となる。 【B類型】 ①P-01～P-07の内、4種類以上のプロセスを保有するソフトウェアを申請する。 ②①を満たすことで、大分類Ⅱかつ大分類Ⅲに係る各経費も補助対象となる。	≪ITツールの分類≫ 大分類Ⅰ「ソフトウェア」 カテゴリー1：単体ソフトウェア 大分類Ⅱ「オプション」 カテゴリー3：機能拡張 カテゴリー4：データ連携ツール カテゴリー5：セキュリティ 大分類Ⅲ「役務」 カテゴリー6：導入コンサルティング カテゴリー7：導入設定・マニュアル作成・導入研修 カテゴリー8：保守サポート ≪ITツールの要件≫ 共P-01：顧客対応・販売支援 共P-02：決済・債権債務・資金改修管理 共P-03：調達・供給・在庫・物流 共P-04：会計・財務・経営 共P-05：総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情報システム 各鞘腫P-06：業種固有プロセス 汎P-07：汎用・自動化・分析ツール	【A類型】 30万円～150万円未満 （補助率：1/2） 【B類型】 150万円～450万円 （補助率：1/2）	第2回 【締切日】 令和3年7月30日（金） 17時 【事業実施期間】 交付決定日～6ヵ月以内（予定） ※以降、複数回公募あり。 ※『GビズID プライムアカウント』が申請時に必要となります。 発行には2～3週間程度要する場合がありますので、申請をお考えの方は、事前の取得をお願いいたします。	特設ホームページ

⑰	**【(一社)サービスデザイン推進協議会】 IT導入補助金(C・D類型) ＜低感染リスク型ビジネス枠＞**	中小法人、個人事業主	(1)日本国内で事業を営む法人又は個人事業主である。 (2)交付申請の直近月において、申請者が営む事業場内の最低賃金が法令上の地域別最低賃金以上である。 (3)独立行政法人 情報処理推進機構(IPA)が実施している「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」いずれかの宣言を行っている。 (4)補助事業を実施することによる労働生産性の伸び率の向上について、1年後3%以上、3年後9%以上の数値計画を作成する。 (5)ⅰ～ⅱを全て満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明する。 ⅰ.給与支給総額を年率平均1.5%以上増加させる。 ⅱ.最低賃金を地域別最低賃金＋30円以上にする。 ≪要件≫ 【C類型】 ①IT導入支援事業者が提供し、予め事務局に登録されたITツールの内、業務の非対面化を前提とし、異なるプロセス間での情報共有や連携を行うことで、労働生産性の向上に寄与する連携型ソフトウェアを導入する。 ②P-01～P-07の内、2種類以上のプロセスを保有するソフトウェアを申請する。 ③②を満たすことで、大分類Ⅱかつ大分類Ⅲに係る各経費も補助対象となる。 ④連携型ソフトウェアを選択し、C類型の要件を満たす場合は、単一ツールも併せて申請することが可能となる。 【D類型】 ①事前に事務局に登録されたITツールの内、業務の非対面化及びクラウド対応されていることを前提とし、複数のプロセスにおける遠隔地等での業務を可能とすることで、労働生産性の向上に寄与するITツールを導入する。 ②P-01～P-07の内、2種類以上のプロセスを保有するソフトウェアを申請する。 ③②を満たすことで、大分類Ⅱかつ大分類Ⅲに係る各経費も補助対象となる。	≪ITツールの分類≫ 大分類Ⅰ「ソフトウェア」 カテゴリー1:単体ソフトウェア カテゴリー2:連携型ソフトウェア 大分類Ⅱ「オプション」 カテゴリー3:機能拡張 カテゴリー4:データ連携ツール カテゴリー5:セキュリティ 大分類Ⅲ「役務」 カテゴリー6:導入コンサルティング カテゴリー7:導入設定・マニュアル作成・導入研修 カテゴリー8:保守サポート カテゴリー9:ハードウェアレンタル ≪ITツールの要件≫ 共P-01:顧客対応・販売支援 共P-02:決済・債権債務・資金改修管理 共P-03:調達・供給・在庫・物流 共P-04:会計・財務・経営 共P-05:総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情報システム 各鞘腫P-06:業種固有プロセス 汎P-07:汎用・自動化・分析ツール	【C-1類型】 30万円～300万円未満 (補助率:2/3) 【C-2類型】 300万円～450万円 (補助率:2/3) 【D類型】 30万円～150万円 (補助率:2/3)	第2回 【締切日】 令和3年7月30日(金) 17時 【事業実施期間】 交付決定日～6ヵ月以内(予定) ※以降、複数回公募あり。 ※『GビズID プライムアカウント』が申請時に必要となります。発行には2～3週間程度要する場合がありますので、申請をお考えの方は、事前の取得をお願いいたします。	特設ホームページ
⑱	**三重県版経営向上計画実施支援補助金**	中小企業 (個人事業主含む)	(1)伊勢市内に本店(個人事業主の場合は住所)を有している。 (2)補助金申請時までに、補助対象となる取組みを盛込んだ三重県版経営向上計画の「ステップ2」または「ステップ3」の認定を受けている。(認定年度は問わないが、実施計画において令和3年度に取組む事業であること) (3)過去に本補助金を利用したことがない。但し、「ステップ2」の認定計画により利用した場合は、新たに「ステップ3」の認定を受ける場合は、再度、申請が可能である。 ※三重県版経営向上計画の作成が必要な方は、右のリンクより申請様式をダウンロードしてください。 伊勢商工会議所では、計画作成のブラッシュアップ支援を行っています。	①機械装置等費 ②広報費 ③開発費 ④マーケティング調査費	上限20万円(補助率1/2)	【事業実施期間】 交付決定日～ 令和4年1月31日(月)	特設ホームページ
⑲	**【伊勢市】 創業・移転促進補助金**	伊勢市内で新たに事業を開始する者	(1)市内に住所を有し、事業を営んでいない個人。 (2)本市に住所がなく、事業開始までに住所を移す、または本市に転入して6ヵ月以内の個人。 (3)市内に住所または本店を有し、申請日以降に先代から事業承継を行い、引継いだ事業の業態転換や新事業を行う個人または法人。 (4)市外で既に事業を営んでおり、本市に事業所を移し事業開始時点で、本市に住所を有する個人または本店を移す法人。 ※(1)～(4)のいずれかに該当すること。	①改装工事費 ②設備費 ③マーケティング調査費 ④広報費 ⑤賃料 ※①改装工事費については、施工業者が市内に本社・本店を有していること。	【補助対象経費①～④】 要件・条件(1)または(3)に該当する場合・・・上限50万円 要件・条件(2)または(4)に該当する場合・・・上限100万円 (補助率1/2) 【補助対象経費⑤】 賃料(上限10万円/月)の6ヵ月分 (補助率1/2)	随時募集(土・日・祝を除く) ※予算額に達した時点で終了 【第2回審査対象期間】 令和3年6月1日(火)～ 令和3年7月30日(金) 審査委員会:令和3年8月中旬 【第3回審査対象期間】 令和3年8月2日(月)～ 令和3年9月30日(木) 審査委員会:令和3年10月中旬	伊勢市ホームページ

【問合せ先】伊勢商工会議所　経営支援課　TEL:0596－25－5155